

森林観からみる《森林保護》

—自然保護運動史叙述への一手法として—

森 涼子

はじめに

ドイツ連邦共和国は環境保護に関する国際的討論の場において中心的な存在であり、この国の環境政策は我が国でも注目を集めている。こうした先駆的立場へと導いたのは、一九六〇年代末より活発になる市民運動の力であり、こうした市民たちを基盤として一九八〇年に結党された緑の党が、連邦議会においても、地方自治体においても少なからぬ影響力をもっている。ドイツでは、自然・環境保護運動自体は、他国と比して大きな成果を収めているのに対して、運動に関する歴史学研究は他国と比較すると開始が遅かった。ドイツの自然・環境保護活動家たちのあいだで、自分たちは全く新しい社会運動であり、ゼロより出発したのだという自負が強く、《運動の歴史》という意識に欠けていたからである。「非歴史性」がドイツ自然・環境保護運動の特徴であった。¹⁾その主要な原因は、ナチス政府が動植物、および自然保護に関する様々な法律を制定していたためであった。しかし一九九〇年代半ば以降、自然・環境保護運動の歴史に関する精力的な研究が積み重ねられ、今日では研究ブームと言われるまでになっている。筆者は、先に発表した研究動向に関する論文において、初期自然保護運動、ナチス自然保護法の解釈、現代環境運動の成立の三つの対象に研究者たちの注目が集まってい

ること、そして、いずれの対象領域においても、本質的に同じ問題意識、すなわち、現代環境運動のルーツはどこにあるのか、そのルーツとどこで連続しており、どこで断絶しているのか、が根底にあることを指摘した⁽²⁾。しかし、これまでの研究では、運動実態の再構成、運動の社会・政治的立場の解明に重点がおかれ、運動を担っていた人々の自然観については詳しく分析されていない。また「自然保護には歴史がある⁽³⁾」と謳いつつも、研究対象は既述の三時期のいずれかひとつに限定されており、これらをつなぐ通史は未だ発表されていない。こうした研究状況を踏まえて本稿は、自然観の中核ともいえる《森林観》に焦点をあてて、森林にまつわる文化、森林へのメンタリティーの歴史を辿る。この手法によって、未だ通史叙述の妨げとなっているナチスの森林政策が、自然保護の歴史のなかでどのような意味を持つのか検討する。そしてさらに、《森林観》という視点からみると現代環境運動はどのように理解されうるのかを考察し、自然保護運動史を長期的に叙述するための最初のステップとしたい。

一・ 帝国森林荒廃防止法

ナチス政府は、一九三三年一月に政権を獲得してから三カ月後の四月には、動物屠殺法を公布、翌五月には動物虐待禁止法を改正、一月には帝国動物保護法を成立させ、動物を不必要に苦しめることを禁止した。一九三四年一月になると帝国森林荒廃防止法 (Reichswaldverwüstungsgesetz)、同年十二月には森林種目保全法 (Wald-Artesgesetz) が公布され、一九三五年六月には、帝国自然保護法が可決され、広範囲におよぶ自然保護が法令化された。こうした自然保護にかかわる諸法律が、ヒトラーによる政権獲得直後に矢継ぎ早に制定されたことは、一見奇異の念を抱かせる⁽⁴⁾。

帝国森林荒廃防止法に関しても、第一草稿はすでに一九三三年の九月には出来上がっていた。同法の公布から半年後の一九三四年七月には、帝国森林局が設置され、「帝国森林マイスター」となったゲーリング (Hermann Göring) 一九三

一九四六)の支配下に置かれた。この法律は、広域における森の保全を定めたもので、若い樹木を保護し、針葉樹林の濫伐を禁止、様々な樹木種を混合して植樹するよう命じ、さらに森全面積の二・五%以上を伐採することを禁止し、植樹と皆伐を繰り返すという、それまで広くおこなわれていた生産性重視の森林経営を否定した。また樹齢五〇年以下の若木は伐採してはならない、最古・最大の樹木を伐採してはならない、伐採に際しては、個々の樹木を選別し、良い木は残し、悪い木を伐採するよう、また三年ごとに伐採の改良を行うよう定めた。この法律は国有林だけでなく、私有林にも適用され、帝国全土の営林指針となる。⁽⁵⁾この法律の基盤となっていたのが、「恒続林 Dauerwald」理念であった。「Dauer」とは「持続・永続」を意味し、森は持続的に維持されるべきだという考え方である。

持続的で、生物多様性に富んだ森林経営という理念は、エコロジー的営林原則に合致するような印象を与える。カナダ人研究者イモート (Michael Imort) は、ナチス政府の恒続林条例は、「ポジティブなエコの遺産である」と評している。⁽⁶⁾事実、戦後西ドイツの林業家たちは、帝国森林荒廃防止法の時代を、ドイツ森林経営の全盛期として捉えていたという。⁽⁶⁾しかしながら同時に、恒久的に続いていく総体としての「恒続林」は、永遠なる民族共同体の暗喩となり、条項の中には、ナチス・イデオロギーを連想させる要素をも含んでいた。たとえば、認可された樹木種のみ播種できるとする森林種目保全法 (一九三四年二月)、また帝国森林荒廃防止法の「良い樹木は残し、劣った樹木を伐採する」という条項は、アリア人のみが「生物学的」に優秀な人種であり、それ以外の人種は生きるに値しないという論法へと帰結する可能性を伴うものであり、ナチズムの理念にそぐわない者は除去すべきだ、という人種主義のアナロジーとも解釈される。個々の樹木は伐採されても全体としての森は恒久であると同様に、個々の人間が欠けたとしても、全体としての民族共同体 (Volk) は永遠なのである。森が、土着の (bodenständig = 土地に根差した) 種からなる恒常的総体であるように、民族共同体もまた、純血な人種からなる永遠の集合体なのである。この共同体の永続性は、個人が全体に対して完全なる服従と奉仕とを為すことにより保証されるのであるから、個人が共同体より優先されるようなことがあつてはならない。⁽⁸⁾ナチス

政府はこの森理念を広めることによって国民教化をめざした。一九三六年の中等教育用教科書には、「森は、不適切な樹木の除去と、より強く、より健康な樹木の保存によって維持される。『…』森は我々に、すなわち民族と人種とに自覚あるこの国民社会主義国家に、根本的な法とは何かを教えてくれる」と書かれて⁽⁹⁾いる。

この「恒続林」理念は、ナチス政府が初めて思いついたものではなく、すでに世紀転換期頃より盛んに語られていた。《森》と《民族》を結び付ける思想の歴史は更に長く、ドイツ文化のなかに深く根をおろしている。ナチスが《森Ⅱ民族》の比喩をつかったのは、あるいは使うことができたのは、それが民衆に馴染みのある考え方だったからであった。

二・恒久なる森

(一)「木材難」から森林「保護」へ

帝国森林荒廃防止法の根幹となっている、調和のとれた生態系としての森、理想的森のあり方としての「恒続林」理念は、以下のような過程を経て成立してきた。一六世紀より「木材が足りない」と至る所で語られるようになり、こうした不満の声は、一八世紀後半に頂点に達した。人口増加、木材を使用する産業の発展（製塩業、鋳業など）により、木材需要が爆発的に増加し、木材取引業が急速に発展したことが、その背景にある。この「木材難 Holznot」は、ヨアヒム・ラトゥカウ (Joachim Radkau) によれば、一八世紀末には文芸的「流行概念」にまでな⁽¹⁰⁾った。しかし、本当に木材は不足していたのか。「木材が足りない」「いまに、木材不足に陥るだろう」という危機感を伝える史料をどう解釈するかは、森林史・林業史研究の中心論点となっており、未だ決着はついていない。林業史・経済史研究者の大半は、こうした不満の声を、一八世紀に森が荒廃していたこと、危機的木材不足に陥っていたことの証拠であると見な⁽¹¹⁾している。これに対してラトゥカウは、「木材不足」などというものは当時存在しなかった、権力者が森支配権拡大を正当化するための、あるい

は、産業経営者が自分たちと競合するような事業を地元民にさせないための口実だった、と解釈している。フォン・ペロウ (Stefan von Below) とプライイト (Stefan Breil) も同様に、木材不足を訴える声は貧しい住民層からは出てきていないことを指摘し、木材が足りないと感じていたのは、産業振興のために多量の木材を必要としていた領主たちであり、「木材難」は為政者の問題だったのだ、と論じている。⁽¹²⁾

この「木材難」言説は、「森林保護」の始まりともいえる。木材を利用する事業者たちにとって、農民が日々の生活のために森林に立ち入ることは、嫌悪の対象でしかなかった。彼らは、農民が森林を利用することにより「森の壊滅的荒廃」がもたらされる、それ故森林を護るためには、農民に森林利用を止めさせなければならぬ、と主張した。例えば、一八七二年出版の『森林所有史』の中でベルンハート (August Bernhardt 一八三二—一八七九) は、農民の森林利用を「略奪経済」と非難している。⁽¹³⁾ そのために、領邦君主は「非合理的で、エゴイステイックな」森林利用を止めさせ、領邦の父として森林を保護すべきなのであった。スイスの歴史家ホイスラー (Fritz Hausler) は、当局が農民の森林利用を制限あるいは禁止していったのは、農民には目先の必要性しか眼中になく、森林荒廃がどのような帰結をもたらすか考えられなかったためで、当局の規制は、森林の未来を顧みでの保護対策であったと解釈している。⁽¹⁴⁾

木材を燃料とする産業の拡大に伴い、木材は商品となり、木材価格は上昇していった。⁽¹⁵⁾ この需要増加に応じるため、一八〇〇年頃より、ドイツ各地で植林がおこなわれるようになった。⁽¹⁶⁾ 木材の《生産》効率を向上させるため、成長の早い単一の樹木種を、樹木がすべて均一に成長するよう、同間隔で整然と並べて撒種し、成長すると、全てを伐採し、伐採した後の土地に、また植林していくという「科学的、合理的森林経営」である。こうした一斉撒種と皆伐を繰り返す営林が慣習化し、同樹木種、同樹齢の木が立ち並ぶ森林区画が出来上がり、樹齢二〇年の区画の隣に樹齢五〇年の区画がならぶ、という形の森ができあがっていった。⁽¹⁷⁾ 森は、いわば「木材畑 Holzacker」となり、こうした人工林の面積は、一九世紀を通じて拡大していった。⁽¹⁷⁾ このようなモノカルチャーには、さまざまな欠点があった。例えば、土壌を疲弊させるとも

に、樹木は脆弱になり、害虫被害を受けやすく、また褐色腐食がおこりやすくなる。そして、嵐、霜などの悪天候の際、倒れやすくなる、というものである。こうした営林の問題点を学問的観点から批判する声が、一九世紀中頃、林学者の中から起りこつて来る。例えば、ケーニヒ (Gottlob König 一七七九—一八四八)、ロスメスラー (Emil Adolf Rohmähler 一八〇六—一八六七)、ガイヤー (Karl Gayer 一八二二—一九〇七) 等は、従来の自然な森、さまざま種目の木が立ち並び、さまざま樹齢の木が混ざり合う「混合林 Mischwald」の重要性を強調し、植林と皆伐とを繰り返すのではなく、持続的で変わることはない自生的な森へと戻らなければならぬと主張した。⁽¹⁸⁾

(二) 森への憧憬

森が「木材畑」と化していくその同じ時期に、それとは対照的な、森との情緒的な結びつきを求める動きが起こる。植林による木材生産は産業発展の故だけでなく、それに伴う都市化の進行によって都市における木材需要が増加したためもあったが、その大都市の住民のなから、森への憧憬が生まれてくるのである。自分自身は大都市に居住している教養市民のあいだで、自らの住む都会を厭い、都市の外の《田園》を美化する動きが起こった。彼らにとって《自然》は《都市》の対抗物、都市は《人工的なもの》《非自然的なもの》であるのに対して、自然は紛争のない「調和に満ちた」場所なのであった。⁽¹⁹⁾急速に進展する近代化に反感を抱く教養市民たちは、この「森の本質」こそが、工業、大都市、資本主義の対極にあるものであると考え、《森》と心情的に同一化することを希求した。ここから「ドイツの森の神話」⁽²⁰⁾もまた生まれる。

都市教養市民たちの心情的森林憧憬を、《森》理論へと発展させたのは、同じく都市教養市民層出身の林学専門家たちであった。彼らの第一の理念は「森の美」である。一斉撒種と皆伐が繰り返されるプランテーションとしての森は「非自然 Umatur」であり、これに対して「自然に育った森 der naturwüchsige Wald」「原生林 der Urwald」こそが、美しいのであ

る。⁽²¹⁾ 同樹齡からのみなる人工森林は、「人間の欲望、利益追求、近視眼的思考」の所産であり、「本来の森の美しさ」を崩壊させる。そして「森の本来の美」とは、「森の内的調和」から湧き出でてくるのであった。医学者かつ林学者であったビアー (August Bier 一八六一—一九四九) は「美とは調和の表れである […]、森が叡智という法支配の表現として形成された時、森の最大の美が示される」と論じた。⁽²²⁾ 第二に「森の本質の不変性、恒久性 Stetigkeit des Waldwesens」が重要な概念となった。エバースヴァルデにある営林アカデミーの教授であったメラー (Alfred Möller 一八七六—一九二二) は、「林学の最も崇高な課題は、森本質の恒久性を確保すること」だと主張した。⁽²⁴⁾ この理念は当時の《植林—皆伐》営林方法とは相いれないものだった。メラーは、「恒続林は、皆伐概念を受け入れれない。森とは永遠なる存在である」と論じている。⁽²⁵⁾ 第三に、美しく、恒久なる森理念は、《有機体 Organismus》としての森という概念へと発展した。メラーにとって、森とは単に樹木が生えている場所なのではなくて、それ以上のもの、森とは「ひとつの生物体 ein Lebewesen」であった。森とは「一体の生き物 ein einheitliches, lebendiges Wesen」で、そのなかに多くの器官が互いに関わりあっている。そして、この森の本質は永遠に続いていくものであった。⁽²⁶⁾ こうした森を、メラーは一九二二年出版の自書において「Dauerwald」と命名した。⁽²⁷⁾ ヒトラーの片腕のひとりゲーリングに「恒続林」という森林理念を紹介し「帝国森林荒廃防止法」のきっかけをつくった林学者フォン・コイデル (Walter von Kaudel 一八八四—一九七四) は、メラーの弟子である。⁽²⁸⁾ 初期には森に関してのみ用いられていた《有機体 Organismus》概念は、その後、政治・社会的用語として頻繁に語られるようになり、民主主義的、個人主義的体制とは異なる「有機体としての国家」「有機体である民族」という表現が使われるようになっていった。ワイマール時代には《有機体》は、保守層のキーワードとなった。しかし、《ドイツの森》と《ドイツ民族》との有機的な結びつきという理念は、すでにロマン主義の時代よりあるものである。⁽²⁹⁾

工業化の急速な展開、都市化、資本主義経済の進展、それに伴う社会変化は、都市教養市民たちにとっては文化的・精神的危機であった。彼らは《近代》《都市》への反感から、その対抗物としての、《故郷 Heimat》《大地 Boden》《農村

Dot)への憧憬を高めていった。こうした動きの中から、初期の自然保護運動は起こってくる。一九〇〇年以降、多くの植物、動物、鳥類、風景を守ろうとする団体 (Verein) が設立される。初期自然保護家たちは、近代化への反感を強く持ち、近代化の対抗物としての《自然》の重要性を主張した。そして彼らの自然観には、ロマン主義の影響が色濃くみられる⁽³⁰⁾。

(三) 森ロマン主義

一八世紀後期、初期ロマン主義は、自然夢想・自然崇拜の時代だった。これほど自然について語られたことはそれまでになく、『自然とはなにか』という議論があちこちで沸騰し、まるで流行現象のようになっていた」と、今村文子は評している⁽³¹⁾。

一八〇〇年頃、植林による人工森林経営が始まった頃、まさにその同じ時に、「ドイツは森ロマン主義の国となった」とラトゥカウはみている。⁽³²⁾《森》、そこは長い間、異界であり、盗賊共の跋扈する場所であり、避けて通りたい場として忌避されていた。この森イメージを質的に転換させたのがロマン派だった。ロマン派の人々は森を称揚した。森は、調和に満ち、文明化されていない崇高なる風景であり、人間が神と出会うことのできる場なのであった。ヘルダーリン (Friedrich Hölderlin 一七七〇—一八五三)、ティーク (Ludwig Tieck 一七七三—一八五三)、ノヴァーリス (Novalis (本名 Friedrich von Hardenberg) 一七七一—一八〇一)、シュレーゲル (August Wilhelm Schlegel 一七六六—一八四五) などの初期ロマン派の文筆家たちは、森をロマン主義理念の結晶と見做した。森は《自然の化身》として様式化され、都市への対抗物、人の手によって耕作されている農地と相反する場として、理念化される。このように初期ロマン主義のなかで、森は美化され、ネガティブなイメージからポジティブなトposへとなっていった。⁽³³⁾このようにして《森ロマン主義》は生まれる。ヘルダー (Johann Gottfried von Herder 一七四四—一八〇三) は、《自然への憧憬》から、《自然に近い存在》としての民衆へ

と、注目を移した。彼は、民衆のあいだに伝わる伝承、民謡を蒐集、出版すると共に、民衆ポエジーを称讃する論文を数多く発表した。ヘルダーは、後期ロマン派のあいだに、《自然》への、《自然のあつた時代》への、《文明化されていない民衆》への関心を引き起こした。この後期ロマン派の中に、グリム兄弟がいる。

三、森は誰のものだったのか

(一) 森は万人のもの… 童話の森

グリム兄弟 (Jacob Grimm 一七八五—一八六三、Wilhelm Grimm 一七八六—一八五九) は、民衆に伝わる慣習法、伝承、民話を蒐集し、これらを編集、出版していった。『グリム童話』の世界は《森の世界》である。大半の物語が森を舞台としており、しかも、森が物語の展開に決定的な役割を果たしている。民俗学者ケストウリン (Konrad Köstlin) は、『グリム童話』の戦後版があるイギリス将校に見せたところ、「あまりにも森が多すぎる too much woods」という理由で拒絶された、というエピソードを紹介している⁽³⁴⁾。童話には、ほぼ決まった筋書きの類型が見られる。ザイプス (Zips) の表現に従うならば「彼らは (主人公) は森に入らざるを得ない状況になる。森の中で、彼らは道に迷い、そして、進むべき道を見出す。森はいつも測り知れぬほど大きく、偉大で、神秘に満ちている。[…:] 森は人生を変え、運命をも変える力を持っている。いろいろな意味で、森は地上の最高権威であり、偉大なる養育者である。森の中で道に迷い、しかしそれから、賢くなり、満ち足りた状態になって、森から出てくるのは、ヘンゼルとグレーテルだけではない」⁽³⁵⁾。『グリム童話』のなかでは、森とは、因習にとらわれない、自由で、魅惑的で、しかし危険をはらんだ場所である。主人公たちの運命は、森の中で決定される。森では、魔法をかけ、また魔法を解くことができる。なぜなら、森は社会の因習がもはや通用しない場であり、自然権の源であり、社会の不正が正される場所だからである⁽³⁶⁾。森の中で新しい人生を

切り開くことのできた主人公たちの多くは、貧しい農民や職人、子どもたちなど、ごく平凡な人びと、現代的表現に依るならば社会的弱者である。こうした物語設定によって、グリムは、《森》をすべてのひとに属する場所、すべてのひとに平等な場所として様式化し、誰しもが自分の人生を変えることのできる唯一の場所のメタファーとして提示した。⁽³⁷⁾グリム兄弟が蒐集した民間伝承の原本では、森を表す用語として、多様な言葉「Wald」「Forst」「Holz」「Hein」が用いられていた。兄弟は伝承を童話として編集し出版する際に、これらの用語をすべて《森Wald》という言葉に置き換えた。大野寿子は、「万人に運命の好転を可能にする場」として森をシンボル化するためであった、と解釈している。グリム兄弟は『ドイツ伝説集』の中では、元の多様な用語をそのまま残した。しかし『童話』においては、《森Wald》と統一することによって、《森》に特別の意味、すなわち森はすべての人により良い人生を与えてくれる場所というイメージを付与しようとしたのであった。⁽³⁸⁾

(二) 森は民衆 (Volk) のもの…森用益権をめぐる争い

グリム童話の《森》は、万人のものであり、不正が正され、誰もが人生を切り開くことのできる場所であった。しかし現実の森は、童話に描かれている様な世界ではなかった。

中世をとおして、森林は、ほとんど誰もが制限なく利用することができた。中世後期になって、森の大部分は聖俗地主に裁量権があるとされるようになるが、これは形式のみで、地主は、従来通り農民の利用にまかせていた。森は《共用地》として、共同体員は誰もが利用することができた。⁽³⁹⁾森は日常生活に不可欠な場所であった。どんぐりは家畜の飼料となり、落葉は肥料として用いられた。森の中では羊を放牧し、蜜蜂の蜜を集め、炭焼きがおこなわれた。⁽⁴⁰⁾何よりもまず、森の樹木は暖房の薪として、家屋の建材として、なくてはならないものであった。ところが一六世紀より状況が変わってくる。領邦君主たちは、自領内にある森への支配力を強化してゆき、農民の森利用を制限しようとし始める。⁽⁴¹⁾至る所でお

びただし数の森林条例が次々に布告され、森林内の放牧、豚肥育は規制され、それ以外の森林利用、例えば、樹液採取、草摘み、落葉集め、木炭製造などは、禁止されるか当局の許可が必要とされるようになった。⁽⁴²⁾ この背景には、当時勃興してきていた製塩業、工業など、諸産業のために、領主たちが多量の木材を必要としたことがある。このため森林利用をめぐる、領主と農民とのあいだの紛争が相次いで起こるようになった。宗教改革研究者ブリックレー (Peter Brückle) は、一五二五年の農民戦争の引き金となったのは、領主により森用益権が奪われたことへの農民の不満だった、と解釈している。農民一カ条は、領主が共同体から森林を奪ったと激しく非難し、第五条には、「我々は樹木伐採 *Holzung* に関して苦情がある。我々の支配者たちは樹木 *die Hölzer* をすべて自分のものにしてしまった」と、第四条には、「これまでの慣習」では、力のない貧しい者に野生の馬、鳥、川の魚釣りをさせない、許さないということは、我々にとってはまったく不適切で、兄弟愛に反すると思われ、神の言葉になかったものではない」とある。⁽⁴³⁾ 農民たちは、共有地に関する慣習法に依拠し、古き法の原理こそが神の法であると主張したのであった。

その後一七世紀から一八世紀にかけて、領主は領地内のすべての森に対して支配権を行使し、古くから続いていた共有地としての森の自治権を切り崩していった。このため、領主と農民とのあいだで、森利用をめぐる紛争は絶えることはなかった。グリムの言う万人に属し、誰もが運命を切り開くことのできる《森》とは、現実には、支配と被支配がぶつかり合う場だったのである。

ただし一八世紀に至るまで森林の法関係は不明確なままで、領主側は所有権を主張し、農民側は中世からの思考を手放すことなく、森とは神からの賜物であり、全ての人が自由に使って良いものであるという確信を抱き続けたと、フォン・ペロウとブライトは論じている。⁽⁴⁴⁾ 後述するルールもまた「ドイツの民衆は、森は（自分たちの筆者）唯一で、かつ偉大なる所有物であると「…」⁽⁴⁵⁾ 考えている。「…」森、牧草地、川の利用に関しては自分たちに権利があるということを、民衆はまだ完全には忘れていない」、⁽⁴⁶⁾ 農民たちは、森に関してはすべての人が権利をもっていると確信している、と記して

いる。

《森ロマン主義》と《木材難》、《憧憬対象としての森》と《資源供給場としての森》、《童話の森》と《紛争の森》、こうした相反する森像、あるいはイメージと実態の乖離が発生したことは注目に値する。しかしこれは偶然でもなければ、矛盾していたわけでもない。森林資源独占を意図する支配層の迷惑に端を発する《木材難》は、言説発祥の由来が明らかになることがないまま、市民層のあいだに森喪失への不安を煽った。《森ロマン主義》は、この危機感の反映である。⁴⁷ ロマン派が憧憬した《森》とは、彼ら自身の自然観の具象として完結しており、必ずしも現実の森と関わる必要はなかった。⁴⁸ 森が紛争の場となったのは、農民たちが森は自分たちのものだという確固とした権利意識をもっていたからであり、森をめぐる伝承にはこうした民衆の集合心性が描き出されているのである。

(三) 森は民族 (Volk) のもの…森のイデオロギー化

《森》は、ドイツ人にナショナル・アイデンティティーを与える存在でもあった。ヘルダーやグリム兄弟がドイツ（語圏）の森にまつわるフォークロアを集めたのは、国民国家統一を視野に入れて、ドイツ語を話すすべての人々を結ぶ共通の過去を見出すためでもあった。そこで彼らが遡ったのが、森にすむ自由な民、古ゲルマン人であった。ヤコブ・グリムは、一八三六年、ゲッティンゲン大学において、タキトゥスの『ゲルマニア』を主題とする講義をおこない、一八四一年にはベルリン大学において、プリニウスやシーザーが言及している「ヘルキュニアの森」⁴⁹はどこにあるのかについて講義をおこなった。グリムにとって、トイトブルクの戦いが行われた森は、「聖なる森」、「いにしえなるもの」、「ドイツ的なもの」の象徴であった。フランスにより分割されたドイツにとって、ドイツの森は、原始ゲルマン的自由の実現、外国支配から解放され、国民国家統一を達成するための立脚点となった。⁵¹

リール (Wilhelm Heinrich Rieh) 一八三二—一八九五) は、グリム童話が版を重ねている最中の一八五四年に『ドイツ民

族の自然史』を発表した。ここに、ゲルマン化された森は政治理論となった。「ドイツではすべての決定的な民衆運動の際に森が問題とされる」、「農民は領主と森をめぐって、絶えずひそかなフェーデをおこなってきた」と、リールは指摘している。慣習法に依れば、森、牧草地、川に対して、すべての共同体構成員が等しく用益権をもっていた。「森はみんなのもの」という理念は、真に古ゲルマン的なるもので、民衆はそのことを完全には忘れてはいない。⁵² 民衆の間に「自由な森」「聖なる森」という集団の記憶が潜在的に残っている、それ故に彼らにとって《森》は極めて重要な意味を持ち、民衆は《森》をめぐって戦ってきたのだ、と論じる。

リールはそれほどまで貴重な森が産業進展によって縮小し続けていることを嘆く。蒸気機関の交通網は自然を破壊し、自然と共に生きてきた人々の生活様式を変えた。自然の中に住んでいた農民は大都市に行つて、プロレタリアートになった。リールは、森の重要性を強調する。森には、木材供給地としての経済的価値があるだけではない。森は、木材が燃料になることによって、身体を外面的に暖めるだけでなく、人間の内面を暖めるのである。人がパンのみで生きるのではなく、ドイツの《Volk》には森が必要だ。民族の脈動を暖かく保つために、ドイツ人がドイツ人らしくあるために、森は必要なのである。ここで森を必要とする主体は、Volk（民衆）からVolk（民族）へとすり替わる。《Volk》という単語は使われる文脈に従い、異なった意味合いを持つ。森の用益権をめぐって支配者と戦っていた《Volk》は「民衆」であり、森が脈動を温かく保つ《Volk》はドイツ「民族」である。リールは、民衆のあいだに「自由な森」という記憶が残っているとした上で、この民衆（Volk）の「自由な森」を、民族（Volk）の「自由で聖なる森」へと、論じ変えた。⁵³

リールはさらに「森の聖なる自由」を強調する。これは、古代ゲルマン人が森の中でローマ軍に勝利したという伝説に依拠しているが、リールの思い描く「森の自由」とは、単に森の中を自由に散策できるという意味ではない。⁵⁴ しかし、リールにとってこの自由は、政治的自由に優っているのである。イングランドには、もはや自由な森は無いに等しい。イングランドには作られた公園しかない。イングランドの造園は、森の自然を模倣したにすぎなく、彼らは、まるで劇場か

コンサートホールかのように入場料をとるのである。⁽⁵⁵⁾ お隣の国々は、政治的には自由かもしれない。しかし、いたるところに柵をめぐらし、束縛されないハイキングの楽しみを、森の中でもはや味わうことができなくなっている。近くの森の中を自由に歩きまわることができず、柵が至る所に張り巡らされているなら、アメリカ人にとって、柵以外の何があるというのか。イングランドには、柵にはまった公園しかなく、自由な森はない。だとしたら、彼らの自由な法律は一体何の役にたつのか、とリールは反問するのである。⁽⁵⁶⁾

リールによれば「森が存在する」そのこと故に、ドイツは他の国々よりも優れているのである。政治的・経済的には先進的な他の国々では、森は少なくなっている。それに対しドイツには、まだ広範に森がある。⁽⁵⁷⁾ イングランドには、自由主義的な法律があるかもしれない、しかしドイツには、イングランドよりもっと大きな未来と社会的自由がある。なぜなら、ドイツは「自然の森」を保持したからである。⁽⁵⁸⁾ 田園地帯にすら森がなくなっているフランスやイングランドでは、民族性 (Volksstum) が半ば死に絶えていることがわかる。ヨーロッパのパラダイスと呼ばれるイタリアは、「死に絶えた国」である。大地には森がもはやなく、森の保護を受けることができなからだ。国だけではない、「民族 (Volk) もまた、生を終えている」。ドイツには森と畑が豊に残っている。⁽⁵⁹⁾ ここにドイツ社会の多様さ、多彩さが明らかとなる。森の保護によってのみ、民族は若返ることができる。背後に茂る森へと戻ることのできない民族、森から新たな力を汲み取つてくることのできない民族は、死に絶えるしかない。森はドイツ民族の保護者であり、ドイツ民族の豊かさを保証するものである。⁽⁶⁰⁾

《ドイツの森》、この考え方はロマン主義時代からあったものである。しかしこうした森ロマン主義を、リールは政治理論として体系化した。民俗学者リールは〈Volk〉という語のもつ二重性を巧みに操り、自然の中で生きる《民衆》を称揚することから出発して、自然に正統性の基盤をおく民族主義理論を作り上げた。このように森の歴史をたどってみると、帝国森林荒廃防止法にみられる森理念も、ナチス政府の森イデオロギーも、すでに長く存在していたことが明らかにな

る。

四．帝国森林荒廃防止法の解釈をめぐる

以上の森林史を踏まえる時、帝国森林荒廃防止法はどのように解釈できるだろうか。この点に関して、二つの異なった見解がある。先ず、法律の目的に関して意見が分かれる。ミュンスター大学の非常勤講師であるエーデルトゥラウト・クリューテイング (Edeltraud Kluebing) は、帝国森林荒廃防止法は、自然保護が目的だったのではない、と見る。私有林の針葉樹保護には、「ドイツ国民経済のために必要となる木材生産を確保」しようとする経済的意図があった、と彼女は論ずる⁽⁶⁾。これに対してカナダ人研究者イモートは、恒続林の主張者たちは、健全な森のエコ・システムを推進しようとした。そして、長期的視点から、より健全な森を創り出し、より持続可能な収益を可能にしようと考えていた、と解釈する。イモートによれば、帝国森林荒廃防止法には、エコロジカルな意識が見られ、こうした意識は、一九八〇年代に緑の党が政治の主流になって再び現れてくる。ナチスの恒続林政策は、後のプロバガンダを連想するが故に、この法律が環境上有意な結果をもたらしたと考えるのは感情的に困難である。しかしナチス政府は、森林を保護する布告をだしたのであり、そのこと自体は適正なことであった⁽⁷⁾。

次の論点は、恒続林理念は実施されたのか、という問題である。クリューテイングは、法律理念は実施されなかったという点を強調する。ヒトラーが一九三六年に「四カ年計画」を発表した後、一九三七年、森林政策は転換する。恒続林システム (das ökologisch orientierte Dauerwaldsystem) は、「自然に則した経済林 (naturnäherer Wirtschaftswald)」へと名前が変えられ、それと共にエコロジ的森林経営は挫折した。その後は、国家的需要を満たすための森林経営が優先されるようになり、森も戦争経済のために搾取されるようになる。遅くとも、一九三七年には自然保護のための森は失われる、こ

れがクリューティングの意見である。これに対してイモートは、恒続林の基本理念は残ったと見ている。イモートは、「自然に則した経済林」という名称の「自然に則した naturnahig」という部分を重視し、新しい規約でも森林経営は「自然に即した」ものでなければならぬとされており、一九三七年以降の森林政策にも、恒続林原則が幾つか残っている。エコロジカルな目標は基本的には残った、と理解する。彼は、森林保護法が部分的に一九四五年後も残ったことを指摘し、この法律は戦後ドイツ森林経営の長期にわたる遺産となった、と評価している。ちなみに、この対照的評価は、ナチスの自然保護法解釈に見られるふたつのパターンを代表している。他の法律を評価するにあたっては、法律の内容に基づいてナチス政府の自然保護を認めようとする考え方と、内容ではなく「実際には実行されなかった」「本来の目的は異なっていた」という点を強調する立場とがある。

帝国森林荒廃防止法の諸規定は、人種理論へと展開する要素と、合理的森林保護の要素とをあわせもっていた。それ故、この法律を全体として評価するのは容易ではない。クリューティングは、一九三七年に森林政策が変わったため、恒続林理念は実施されなかった、そのことをもって、ナチス政府は森林保護を行わなかったと結論する。しかしここで、注目すべきことは、恒続林構想がイデオロギーの理論的基礎となったという点である。《永遠なる森、永遠なる民族》という神話がいったん形成されたならば、その神話は一人歩きを始め、そこでは現実の森がどのような状態にあるかは、それほど重要でなくなるのではないかと筆者は考える。実際、森林政策が変わる一年前の一九三六年より、研究プロジェクト「アーリア・ゲルマン的精神・文化史における森と樹木」が開始され、終戦直前まで続いている。これを顧みても、森イデオロギーは、森の現状とは関係なく存在しうる、と推測することができる。とすると、恒続林が本来に実現したかどうかを議論しても、あまり意味はないのではないだろうか。このことは、「森ロマン主義」が、森が木材畑と化した時代に成立し、支配者と農民の争いの場としての森と、おとぎ話の森とが、併存していたことを思い起こすならば、なおさら納得のいくことである。

五. 「森の死」

工場廃棄物による汚染への抗議は、すでに第二次大戦直後から、各地で起こっている。一九五〇年代から六〇年代の汚染反対運動は、陳情書を地元政府に提出して交渉する、裁判に訴えるなど、基本的には合法的な手段でおこなわれ、政治権威そのものへの批判をすることはなかった。例外的に、デモ、集会、サボタージュなどの直接行動に訴えることもあったが、プロテストは該当する地域のみでおこなわれ、抗議対象も汚染を引き起こした事柄だけにとどまっていた。⁽⁶³⁾ 自然保護運動は、一九六〇年代後半、新たな段階を迎える。活動家たちは、個々の具体的な自然汚染に対して抗議をするだけでなく、こうした自然汚染を引き起こす原因に注目するようになるからである。科学・技術進歩、産業発展、それに依拠する大量消費と豊かさを優先する生活様式、これらはそれほど良いものなのだろうか、という疑いが戦後生まれの世代に広がる。こうした自然汚染を生みだした価値観への疑問は、一九七二年『成長の限界』発表により頂点に達し、環境問題が盛んに論議されるようになった。⁽⁶⁴⁾ 一九七〇年前後に「エコロジー的転換」があり、この時より「エコロジーの時代」が始まることに關しては、研究者のあいだに共通認識がある。環境・エコロジー運動は、核エネルギーをめぐる紛争と結びつく形で広まった。それ以前までは、現代性・進歩の象徴であった、また学問的・経済的業績の証拠でもあった核エネルギー利用に対する不信任は、一九七三年から始まるヴィールにおける原子力発電所建設反対運動をひとつの契機として、急速に市民層へと広まっていった。環境保護市民団体が、全国各地に多数成立し、これらの市民運動の多くは一九八〇年緑の党へと集結した。⁽⁶⁵⁾

緑の党は、一九八三年三月六日連邦議会選挙において、初めて議席を獲得する。それも、二七議席という画期的な躍進であった。この背景には「森の死」パニックがある。この問題は、一九八一年にゲッティンゲン大学の土壤学教授ウルリ

ヒ (Bernhard Ulrich) が、二酸化硫黄を含む酸性雨のため「大きな森のうちの幾つかは、今後五年間に死ぬだろう。これを救うことはもはやできない」と発言したことに始まる。一月に雑誌『シュピーゲル』が森の死に關して、三回にわたって酸性雨特集を組み、ウルリヒの発言を大々的に報道した。『シュピーゲル』一九八一年一月一六日号の表紙は、上部には黒い煙を吹き出す灰色の煙突が林立しており、それに抑えられるような形で下半分に森が描かれている。そして「森が死ぬ」と下部に記されている。視覚に訴えて不安を引き起こすような表紙構成である。そして、記事には、「西ドイツの森々のなかでは、時限爆弾がチクタクと音をたてている」「想像を絶する環境カタストロフィーの最初の前兆である」とさまざまな危機感をあおる誇張した表現が目立つ。「森の死」は全国にセンセーションを巻き起こした。各地から、自分の地域でも樹木被害が広がっているという報告が寄せられ、その他の新聞、雑誌がこぞってこの問題を取り上げた。⁽⁶⁶⁾一九八三年三月の連邦議会選挙で、選挙戦の中心テーマとなったのが、酸性雨、「森の死」であった。キリスト教社会同盟 (CSU) 党員で当時の環境相ツインマーマン (Friedrich Zimmermann) は、「森の死」対策と平和維持が人類の最も重要な課題であると述べ、また社会民主党 (SPD) のドゥーヴェ (Fritmut Duvé) は「ドイツはエコロジー的ヒロシマの前に立っている」と発言し、緑の党は「森を救え」というポスターを全国中に貼った。自然保護活動家たちの発言はさらに極端で、「問題となるのは、今、ドイツの森にとって、零時五分前なのか、零時五分過ぎなのかと表現しても言う」「森の死が取り返しのつかないことになっており「∴」このような死はエコロジー的ホロコーストだと表現しても言い過ぎではない」「全地表面は急性の樹木の死に晒されており、自然は死の崩壊に晒されている」などと危機感を煽っている。こうした中で、自然環境保護意識が国民のあいだに広まった。この問題を契機に「環境」「エコ」という言葉が、「突然、ポピュラーになった」と環境保護史研究者ユケッター (Frank Uekötter) は回顧している。⁽⁶⁷⁾ こうした状況の中で緑の党は、初議席を獲得したのである。

酸性雨による森林被害は、すでに一九七〇年代よりヨーロッパ各国で問題となっていた。硫黄を含む酸性雨の問題は、

一九七二年のストックホルム国連環境会議でも取り上げられ、ドイツ政府は一九七一年より環境保護政策を開始した。二酸化硫黄を含む排ガスは、一九七三年に最高値を示したものの、その後減少を続け、とくに一九七九年以降は急速に減少していった。『シュピーゲル』が特集を組んだ一九八一年には、既に最悪の状態は過ぎ、確実に改善へと向かっていたのである。したがって、「森の死」センセーションは、事実には依拠していたわけではない。さらに、酸性雨による森林被害は決してドイツだけでなかった。しかしこれを「森の死」として感情的に受け止めたのはドイツ人だけだった。それは、ドイツ人には森に対して特別の思い入れがあるためだ、としばしば指摘されている⁽⁶⁸⁾。他国ではドイツに特有な現象とみなされた。たとえば、フランス語の翻訳語はなく、「le waldsterben」とドイツ語にフランス語の冠詞をつけただけで表記され、英語でも「Waldsterben (Death of the Forest)」と表記されている。

おわりに

以上、森林の日常、森林への心情が歴史的にどう展開してきたかを明らかにした結果、次のようにまとめることができる。農民たちにとって、森は日常生活上欠かせない場所であり、自分たちのものであった。後に初期自然保護運動を担うことになる市民たちにとって、森は憧憬の対象であり、アイデンティティーと密接に結びついた場所であった。それ故に、森ロマン主義は、ナシヨナリズムの土台となりえた。農民にとっても、都市民にとっても大切な場所であった森が、彼らの共同体意識と結びついたことは、容易に理解できる。そしてその意識から、共同体である森、有機体である森という理念へは、決して遠くはない。民衆 (Volk) の森という集団の記憶から、民族 (Volk) の森という言葉が形成され、森はドイツ民族の至高性を証するものとなった。森が自然生態系であるように、民族もまた自然共同体、すなわち人種共同体なのであるというイデオロギーは、ナチス政府の帝国森林荒廃防止法制定以前に、すでに出来上がっていた。しかし、

この言説を明文化し、独裁体制の基盤としたのはナチス政府である。自然保護の諸法律が、ヒトラーが政権を獲得すると同時に矢継ぎ早に制定されていったのは、ヒトラーがそれを意識していたのか否かは別として、偶然ではないだろう。

樹木被害を「森の死」と表現したのも、森がドイツ人の潜在意識の中では単なる自然物体ではないことを示唆している。「死」という言葉は通常人間および動物に対してつかわれ、樹木は「枯れる」ことはあっても「死ぬ」ことはないからである。森は単に樹木が多数ある場所ではなく、特別な存在、「死ぬ」ことがあつてはならない存在として認識されている。森への思い入れは、歴史を振り返るならば、絶えることなく続いており、酸性雨被害があつた時に初めて生まれた感情ではない。「エコロジー的転換」により、現代環境運動が形成したとされているが、《森林観》という点から見れば、本質的に新しいことはない。現代環境保護は、転換による新たな社会運動である。しかし、その新しい運動の政党内の党が議席獲得までに支持を急増させたきっかけが、古くからの《森林観》であつたということは、興味深い事実である。

《森に対する心情》、これはドイツ心性史という点からみるならば、幾世代にもわたり、絶えることなく、時代時代の文化・社会事象の深層を流れ続けてきた。この心情は、国民国家統一の時代には、ナショナル・アイデンティティーの要素となり、世紀転換期には恒常林憧憬という文化現象を生み出した。ナチス政権期、森の暗喩を利用した人種共同体イデオロギーを可能にしたのも、この心情であつた。そして、既述のように、エコ意識普及の契機となつた「森の死」への不安にまた、この森への愛着が根底にあつた。したがって、根底にある自然感情という点のみに限定するならば、初期自然保護運動、ナチス政権による自然保護法、緑の党の主張の背景には、同じ底流がある。しかしこれは、帝政期およびワイマル期の自然保護運動、ナチスの自然保護立法、緑の党の環境保護活動、が本質的に同じものだと判断する理由にはならない。

《自然観》は文化の問題である。しかし《自然保護運動》は社会活動であり、時代の政治情勢に応じて、活動家の政治

的見解によって形成される。ある時代の《自然保護運動》を評価するに際して、その運動団体をもつ政治的役割と、活動家が抱いている自然観とは、区別して考察されなければならない。興味深いのは、あるひとつの自然観が、どのようなプロセスをへて、ある一定の政治思想を支える理念へととなっていくのかということだろう。時代を超えて変わることなかった《森への心情》が、変容する政治状況のなかで、どのように時代に即した森理念へと展開していったのか、本稿はそのことについて十分な考察ができなかった。この問題に関しては、今後の課題としたい。

註

(1) 一九八六年、リンゼは「非歴史性」がエコロジー運動の特徴であると指摘した。二〇〇三年、エンゲルスは「この新しい運動には、今日にいたるまで歴史はないとされてきた」とコメントしている。Ulrich Linse, *Ökopax und Anarchie. Eine Geschichte der ökologischen Bewegungen in Deutschland*, München 1986 (内田俊一・杉村涼子訳「生態平和とアナキー」法政大学出版局 一九九〇年)。序文「エコロジー思想の歴史性の欠如に抗して」を参照。Jan Ivo Engels, “Hohe Zeit“ und „dicker Strich“ Vergangenheitsdeutung und -bewahrung im westdeutschen Naturschutz nach dem Zweiten Weltkrieg, in: Joachim Radkau u. Frank Uekötter (Hg.), *Naturschutz und Nationalsozialismus (Geschichte des Natur- und Umweltschutzes 1)*, Frankfurt am

Main u. New York 2003, S.363-396, hier S.394.

(2) 森涼子「ドイツ自然・環境保護運動の歴史―研究動向と今後の展望をめぐって―」『史学雑誌』第一二〇編第四号(二〇一一)、六〇・八五頁。

(3) 二〇〇二年に出版された本の書名。出版のいきさつについては、前記論文六三頁参照。

(4) 帝国森林荒廃防止法をはじめとして、自然保護関係の諸法律は、いわゆる全権委任法の適用として、議会の審議を経ることなく発布されており、専制権力によって初めて可能となった法律であった。

(5) 帝国森林荒廃防止法に関しては“Michael Imort, “Eternal Forest - Eternal Volk“, The Rhetoric and Reality of National Socialist Forest Policy, in: Franz-Josef Brüggemeier, Mark Cioc und Thomas Zeller (ed.), *How green were the Nazis?*

- Nature, environment and nation in the Third Reich*, Ohio 2005, p.50; Edeltraud Kluebing. Die gesetzlichen Regelungen der nationalsozialistischen Reichsregierung für den Tierschutz, den Naturschutz und den Umweltschutz, in: *Naturschutz und Nationalsozialismus*, S.89 参照。
- (9) Imort, ETERNAL Forest, p.59.
- (10) Imort, ETERNAL Forest, p.53. ゲーリンツの見解。
- (11) Raymond H. Dominick, *The environmental movement in Germany: Prophets & pioneers, 1871 - 1971*, Bloomington 1992, S.89. ドイツ故郷保護同盟創設者のひとりであり一九二〇年代よりナチズムに傾倒していったシュルツェーナウムブルク (Paul Schütze Naumburg) の見解。
- (12) Imort, ETERNAL Forest, p.55.
- (13) Joachim Radkau, Holzverknappung und Krisenbewußtsein im 18. Jahrhundert, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 9(1983), S.513-543, S.511.
- (14) その代表例として経済史家ゾンバルト Werner Sombart は「当時、木材不足によって「切迫した資本主義の終焉」が近づいていった」と解釈してゐる。
- (15) Stefan von Below, Stefan Breit: *Wald – von der Gottesgabe zum Privateigentum. Gerichtliche Konflikte zwischen Landesherren und Untertanen um den Wald in der frühen Neuzeit (Quellen und Forschungen zur Agrargeschichte*, Bd. 43), Stuttgart 1998, S.41-43.
- (16) August Bernhardt, *Geschichte des Waldeigentums, der Waldwirtschaft und Forstwissenschaft in Deutschland*, Bd.1, Berlin 1872, 111124 von Below u. Breit, *Wald*, S.44 からの引用。
- (17) Fritz Häusler, *Das Emmental im Saate Bern bis 1978. Die althermische Landesverwaltung in den Ämtern Burgdorf, Trachselwald, Signau, Brandis und Sumiswald*, 2 Bde, Bd.1, Bern 1958, 111124 von Below u. Breit, *Wald*, S.44 からの引用。
- (18) von Below u. Breit, *Wald*, S.37-41.
- (19) 各地の支配者たちは科学的森林経営を推進しようとして、国家森林部を設置して、新しい森林経営を国有林に広めた。Michael Imort, A Sylvan People. Wilhelmine Forestry and the Forest as a Symbol of Germanom, in: Thomas Lekan / Thomas Zeller. : *Germany's Nature. Cultural Landscapes and Environmental History*, New Brunswick, New Jersey 2005, pp.55-80, p.61.
- (20) Friedemann Schmoll, *Erinnerung an die Natur. Die Geschichte des Naturschutzes im deutschen Kaiserreich (Geschichte des Natur- und Umweltschutzes*, Bd.5), Frankfurt am Main / New York 2004, S.69-70. 森林史全般に関つて Hansjörg Köster, *Geschichte des Waldes. Von der Urzeit bis zur Gegenwart*, München 1998 参照。
- (21) Gottlob König, *Die Waldpflege aus der Natur und*

Erfahrung neu aufgefasst (1849); Emil Adolf Rohmähler, *Der Wald, Den Freunden und Pflegern des Waldes geschildert* (1860); Karl Gayer, *Der Waldbau* (1880); *Der Gemischte Wald* (1886), 111)では以下の論文に依る。Imort, *Eternal Forest*, p.46.

(19) Schmolli, *Erinnerung*, S.72. 教養市民層のあいだでは「物質主義」「高度工業化された、技術的、合理的文明」への反感が強く、その対抗物としての、「自然主義」「理念化された自然」を称揚した。Irene Seiling, *Die Dauernwaldbewegung in den Jahren zwischen 1880 und 1930 (Schriften aus dem Institut für Forstökonomie der Universität Freiburg Bd.8)*, Freiburg 1997, S.39.

(20) Schmolli, *Erinnerung*, S.69.

(21) Seiling, *Dauernwaldbewegung*, S.50. ゼーリングは、こうした教養市民層の森憧憬の動向を、「恒続林運動」と名付けているが、当時そのように呼ばれる運動があったわけではなく、また、他の森林学研究、自然保護史研究でも用いられていない。「恒続林運動」はゼーリングが独自に用いている用語である。

(22) ゴーリングに恒続林理念を伝えたフォン・コイデルによれば、調和のある恒続林は、美しいだけではなく、木材生産性という点でも優れている。「恒続林における木材生産を向上させることを通して、我々はより一層混合林へと到達する。そして古い落葉樹林は、自然保護、故郷保護の

要求に沿ったものであり、森は我々民族を活気づけ、暖めるのである」となる。Seiling, *Dauernwaldbewegung*, S.52.

(23) エバースヴァルデは、現在のフランケンブルク地方にある。

(24) A. Möller, *Der Blendersauschlag, Vortrag vor dem Deutschen Forstverein in Trier: Jahresbericht des Deutschen Forstvereins*, S.47-62, 111)では Seiling, *Dauernwaldbewegung*, S.57 からの引用。

(25) Alfred Möller, *Der Dauernwaldgedanke. Sein Sinn und seine Bedeutung*, Berlin 1922, S.22.

(26) Möller, *Dauernwaldgedanke*, S.6; A. Möller, *Referat „Dauernwald“ auf der Tagung des Dt. Forstvereins 1922 in Dessau, Jahresbericht des Dt. Forstvereins*, 81-148 (93), 111)では Seiling, *Dauernwaldbewegung*, S.61-62 からの引用。

(27) Möller, *Dauernwaldgedanke*.

(28) Imort, *Eternal Forest*, pp.48-49.; Seiling, *Dauernwaldbewegung*, S.21-24.

(29) Seiling, *Dauernwaldbewegung*, S.64-65.

(30) Seiling, *Dauernwaldbewegung*, S.35, 53.

(31) 今村文子『ロマン主義の誕生 ノヴァーリスとイエーナの前衛たち』平凡社 一九九一年、一八七頁。Joachim Radkau, *Die Ära der Ökologie*, München 2011, S.38-39.

(32) Radkau, *Die Ära*, S.47.

(33) Lekan, Zeller, *Germany's Nature*, p.57; Klaus Schiewer,

- Aspekte des Naturbewußtseins. Zur Differenzierung des „Syndroms Deutscher Wald“, in: Albrecht Lehmann, Klaus Schriewer (Hg.), *Der Wald – Ein deutscher Mythos? Perspektiven eines Kulturthemas (Lebensformen Bd.16)*, Berlin, Hamburg 2000, S.67-82, hier S.73.
- (24) Konrad Köstlin, Der ethnisierte Wald, in: Lehman u. Schriewer, *Mythos*, S.53-65, hier S.53.
- (25) Jack Zipes, *The Brothers Grimm. From Enchanted Forest to the Modern World*, New York, London 1988, S.43 (邦訳 鈴木昌記『グリム兄弟 魔法の世界から現代の世界へ』筑摩書房 一九九一年、六九頁) ハンジは筆者の訳による。
- (26) Zipes, *The Brothers*, S.44-45.
- (27) Zipes, *The Brothers*, S.52-53.
- (28) 大野寿子『黒い森のグリム…ドイツ的なフォークロア』郁文堂 二〇〇八年、一五頁。
- (29) von Below u. Breit, *Wald*, S.47.
- (30) カール・ハーゼル、山縣光晶訳『森が語るドイツの歴史』築地書館 一九九六年 (Karl Hasel, *Forgeschichte. Ein Grundriß für Studium und Praxis*, Hamburg u.a. 一九八五) 六八・八〇頁。
- (41) von Below u. Breit, *Wald*, S.49.
- (42) von Below u. Breit, *Wald*, S.51.
- (43) Peter Blicke, *Die Revolution von 1525*, 2. Auflage, München u. Wien 1981 (初版一九七七), S.292. (邦訳前
- 間良爾、田中真造訳『一五二五年の革命…ドイツ農民戦争の社会構造的的研究』刀水書房 一九八八年)。プリックレーだけでなく、森林史研究者キュスター、ハーゼルも同様に解釈している。Küster, *Geschichte*, S.93.
- (44) von Below u. Breit, *Wald*, S.55.
- (45) Wilhelm Heinrich Riehl, *Die Naturgeschichte des deutschen Volkes* (1854), hrsg. von Gunther Ipsen, Leipzig 1936, S.73.
- (46) Riehl, *Naturgeschichte*, S.71-73.
- (47) Radkau, *Die Aera*, S.42, 48.
- (48) Imort, *Sylvan*, p. 61.
- (49) プリニウス『博物誌』、シーザー『ガリア戦記』において、辺境の地ゲルマニアに広大な森が広がっている、と記されている。
- (50) トイトブルクの森の戦いで、ゲルマン人たちはローマ軍隊を打ち負かしたとされている。
- (51) Lekan u. Zeller, *Germany's Nature*, pp.57-59.
- (52) Riehl, *Naturgeschichte*, S.71-73.
- (53) Riehl, *Naturgeschichte*, S.80.
- (54) Riehl, *Naturgeschichte*, S.80. 「森では、思うがままに、あちら、こちら歩きまわることができ、心のおもむくままに、歩き、跳びはね、木登りができる。このようなゲルマンの「森の自由」が、ドイツのいたるところに保存されている」
- (55) Riehl, *Naturgeschichte*, S.79-80.

- (95) Riehl, *Naturgeschichte*, S.80.
 (95) Riehl, *Naturgeschichte*, S.71.
 (95) Riehl, *Naturgeschichte*, S.80.
 (95) Riehl, *Naturgeschichte*, S.74, 78.
 (99) Riehl, *Naturgeschichte*, S.77-78.
 (99) Kluefing, *Die gesetzlichen*, S.89.
 (99) Imort, *Eternal Forest*, pp.58-60.
 (99) Frank Uekötter, *Erfolgslosigkeit als Dogma? Revisionistische Bemerkungen zum Umweltschutz zwischen dem Ende des Zweiten Weltkrieg und der „ökologischen Wende“*, in: Franz-Josef Brüggemeier u. Jens Ivo Engels (Hg.), *Natur- und Umweltschutz nach 1945, Konzepte, Konflikte, Kompetenzen (Geschichte des Natur- und Umweltschutzes 4)*, Frankfurt am Main, New York 2005, S.103-123; Jens Ivo Engels, *Naturpolitik in der Bundesrepublik. Ideennet und politische Verhaltensstile in Naturschutz und Umweltbewegung 1950-1980*, Paderborn u.a. 2006, S.161-192. 工業による自然汚染への抗議は一九世紀初頭よりある。田北廣道氏は、一九世紀初頭のガラス工場から、一九世紀後半の化学工業による汚染問題まで、実証的な事例研究を発表している。「ドイツ最古・最大」の環境闘争・一八〇二/〇三年バンベルク・ガラス工場逃走に関する史料論的概観『経済学研究』六九/三・四(二〇〇三)、一三三-一三九頁、一九世紀前半における環境行政を取り扱った「一九・二〇世紀ドイツにおける環境行政の

諸局面・環境史の挑戦』『経済学研究』七〇/四・五(二〇〇四)、三二一・三三九頁、一九世紀後半の化学工業による汚染問題を論じた「一九世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備―住民運動活性化の引き金」『経済学研究』七二/五・六(二〇〇六)、一九・六三頁、及び一九世紀後半のルール地方の事例研究「ルール地方の化学工業と環境運動」一八七五・一八七七イエガー染料会社を例として』『経済学研究』七四/四(二〇〇七)、四七・九一頁、更に、その前史を扱った「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争」一八六四・一八七二年イエガー染料会社の場合』『経済学研究』七五/四(二〇〇八)、二九・七三頁。
 (64) ドネラ・H・メドウス(ほか)、大来佐武郎監訳『成長の限界 ローマ・クラブ「人類の危機」レポート』ダイヤモンド社 一九七二年。Kai F. Hönenbänder, 1972-Epochenschwelle der Umwelgeschichte? in: Brüggemeier, Engels *Natur- und Umweltschutz nach 1945*, S.124-144, hier S.133, 137.
 (65) 緑の党は、一九八三年に、連邦議会入りをした後、各地方の政府にも参入していった。一九九〇年には、ニードザクセン、ブランデンブルク両州において、社会民主党SPDの連立パートナーとして州政府の政権与党となり、一九九八年の連邦議会選挙でSPDが第一党となった際には、緑の党はSPDと連携し政権与党となった。「緑の党」成立過程については、西田慎『ドイツ・エコロジー

政党の誕生…「六八運動」から緑の党へ』昭和堂二〇〇九年参照。

(66) 書籍、小冊子、パンフレット、教材など、このテーマに関して出版物が洪水のように現れた。環境史研究者ブリュゲマイヤーは、「一九八〇年代、新聞もラジオもテレビも、このテーマを流した。無視することは不可能だった」と回想している。Christof Mauch, *Nature in German history*, New York, Oxford 2004, p.119.

(67) Frank Uekötter, *Umwelgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert (Enzyklopädie deutscher Geschichte Bd.81)*, München 2007, S.35.

(68) 例えば、ブルガリアの文筆家カネッティ Elias Canetti は、昔ながらの森ロマン主義が、ドイツ人に影響を及ぼしていると述べる(アルブレヒト・レーマン、識名章吾、大淵知直訳『森のフォークロア ドイツ人の自然観と森林文

化』法政大学出版会 二〇〇五年、二六一頁)。カナダ人研究者イモートは、伝統的な森への親近感はドイツ人のなかで生きているとして、彼の論文を締めくくっている。Imort, Sylvan, p.75. ハンブルクの民族学者レーマンも、「森の死」において問題となるのは「ドイツの森」であって、森の神話、田園ロマンが背景にある、と記している。Lehmann u. Schriever, *Der Wald*, S.209-210. ドイツ自然・環境保護史研究の先駆者ラトゥッカウもまた「ドイツの森ロマン主義が、森の死に際して、人々を動員した」と認識している。Joachim Radkau, *Natur und Macht. Eine Weltgeschichte der Umwelt*, München 2000, S.323.

(院第二一回生、日本大学非常勤講師)